

有している者については、改正後の第四条第項の規定により診断を担当する者の資格を有しているものとみなす。この場合において、当該資格に係る認定の有効期間については、なおお前前の例による。

この旨は施行の際見ニ文三所の第十四号

正前の中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令第八条に規定する養成の課程については、なお従前の例による。
(診断、助言、養成、研修その他の行為に関する経過措置)

第三条 附則第一条第一号及び第三号に規定する規定の施行前に当該各号に規定する規定による規定期間の内に、中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令第八条に規定する養成の課程について、なお従前の例による。

事業の実施に関する基準を定める省令（以下「新基準省令」という。）第七条第三項の規定にかかるわらず、申請により、一回に限り、新基準省令第七条に規定する養成課程（以下「新養成課程」という。）を受講することができる。

（旧養成課程に関する経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に実施されているこの省令による改正前の中小企業支援事業の実施に関する省令第七条に規定する養成課程（以

3 前各項の規定により新第二次試験を受けようとする者は、第一項第二号に該当する者にあつては、新第一次試験に相当するものの合格証書を、前項に該当する者にあつては、旧試験のうち第一次試験の合格証書を、新登録等規則第十四条第一項に規定する第二次試験の試験受験申込書に添付しなければならない。

附 則（平成一七年三月三〇日経済産業省令第二〇号）

この省令は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

附 則(平成二年三月二八日通商産業省令第四五号)
この省令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

省令第九〇号
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(宣丁朔日) 省令第一〇四号(抄)

この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

二、この省令の施行前に改正前の中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令（以下「旧

基準省令」という)の規定によりされた診断・養成、研修その他の行為(以下単に「行為」という)。又はこの省令の施行の際に旧基準省令の規定によりされている行為は、この省令による改正後の中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令の相当規定によりされた行為又はされている行為とみなす。

陝西金剛公司印製
省令第一九一號)

第一条 この省令の規定は、次の各号に掲げる区
分ごとに、それぞれ当該各号に定める日から

行する。

二 第二条の規定 平成十三年四月一日

三 第三条の規定中「企業指導法」の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規

第二条 前条第一号に規定する規定の施行の際現に実施されている同号に規定する規定による改（養成課程に関する経過措置）

2 第四条 この省令の施行の際現に実施されている事業の実施に関する基準を定める省令「新基準省令」という。第七条第三項の規定にかかるわらず、申請により、一回に限り、新第一次試験の合格を経ずに、新基準省令第七条に規定する養成課程（以下「新養成課程」という。）を受講することができる。

（旧養成課程に関する経過措置）

この省令による改正前の中小企業支援事業の実施に関する省令第七条に規定する養成課程（以下「旧養成課程」という。）については、なお従前の例による。

2 前項に規定する旧養成課程を修了した者は、新養成課程を修了した者とみなし、新登録等規則第三条から第八条までの規定を適用する。この場合において、新登録等規則第三条第一項の規定により提出する申請書には、旧養成課程を修了したことを証する書面を添付しなければならない。

（新第一次試験合格者に相当する試験合格者についての登録養成課程等に関する経過措置）

第五条 この省令の施行前に中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令の一部を改正する省令第三条の規定による改正前の中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令第四条第一項第一号に規定する試験のうち、新第一次試験に相当するものに合格した者の取扱いは、次の各号のとおりとする。

一 この省令の施行後に新登録等規則第二条に規定する登録養成課程（以下単に「登録養成課程」という。）を受講しようとする場合にあっては、新登録等規則第三十五条第三項で準用する新基準省令第七条の規定にかかるわらず、その者は、申請により、一回に限り、新第一次試験の合格を経ずに、登録養成課程を受講することができる。

二 この省令の施行後に新登録等規則第三十八条に規定する試験のうち第一次試験（以下「新第二次試験」という。）を受けようとする場合には、新登録等規則第四十三条の規定にかかるわらず、その者は、申請により、一回に限り、新第一次試験の合格を経ずに、新第二次試験を受けることができる。

この省令の施行の際旧試験のうち第一次試験に合格している者が、この省令の施行後に登録養成課程を受講しようとする場合又は新第二次試験を受けようとする場合には、その者を新第一次試験に合格している者とみなす。

別表二（第七条第二項関係）	経営診断IIに関する事項	科目の内容	実習における報告会	な知識及び技能若しくは中小企業に関する学識経験を有する者であつて、中小企業の経営方法又は技術に関する研修に係る演習又は実習の教授又は指導経験を有する者であること。	
				中小企業の診断又は助言に係る提言報告書を作成し、提出し、その報告を実施するものであること。	中小企業診断士となるのに必要な実務能力を修得させるために適当なものであること。
実習における報告会	報告を実施するものであること。	報告を実施するものであること。	報告を実施するものであること。	報告を実施するものであること。	報告を実施するものであること。

別表二（第七条第二項関係）	経営診断IIに関する事項	科目の内容	実習における報告会	報告を実施するものであること。
実習における報告会	報告を実施するものであること。	報告を実施するものであること。	報告を実施するものであること。	報告を実施するものであること。